

令和5(2023)年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

栃 木 県

目 次

第1 趣旨	1
第2 公共用水域	1
第3 地下水	5
第4 測定結果の報告及び公表	7
別表1 公共用水域水質測定地点一覧	8
別表2 測定方法等一覧（公共用水域）	14
別表3 地下水質測定地点一覧	17
別表4 測定方法等一覧（地下水）	26
図1 河川測定地点図	27
図2 湖沼測定地点図	28
図3 地下水測定地点図	31

令和 5 (2023) 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

第 1 趣旨

この計画は、本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定めるものとする。

第 2 公共用水域

1 測定期間

令和 5 (2023) 年 4 月から令和 6 (2024) 年 3 月までとする。

2 測定機関

栃木県、宇都宮市及び国土交通省とする。

3 河川調査

(1) 測定地点

環境基準点、補助点及びその他の地点とする。

環境基準点は、環境基準の維持達成状況を把握するための地点であり、類型指定された水域に 1 地点以上設けている。補助点は、環境基準点における測定を補助するため、類型指定された水域の流域環境等の特性に応じて設けている。

各機関の測定地点数は、表 1 及び図 1 のとおりとする。

表 1 各測定機関の測定地点数（河川）

測定機関 水系	栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
那珂川水系	15 (13)	—	3 (2)	18 (15)
鬼怒川水系	12 (9)	13 (4)	7 (4)	32 (17)
小貝川水系	7 (3)	—	1 (1)	8 (4)
渡良瀬川水系	24 (21)	6 (0)	9 (7)	39 (28)
その他の水系	4 (2)	—	—	4 (2)
合計	62 (48)	19 (4)	20 (14)	101 (66)

(注) () は環境基準点数である。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目のうち、生活環境の保全等に関する項目（以下「生活環境項目」という。）は全測定地点において測定し、人の健康の保護に関する項目（以下「健康項目」という。）は全環境基準点において測定する。特殊項目等は、生活排水の状況、工場・事業場の立地状況及び過去の検出状況等を勘案して選択し、各地点において必要な項目を測定する。

各項目の測定頻度は表 2、各地点の測定項目及び頻度は別表 1 のとおりとする。

表2 各測定項目の測定頻度（河川）

測定項目		測定頻度	
環境基準項目	生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、全窒素、全りん	毎月
	水生生物項目	全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	毎月
	健康項目A	カドミウム、鉛、 ^ひ 砒素、アルキル水銀*、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、	年2回 (豊水期及び 渇水期)
	健康項目B	全シアン、六価クロム、総水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン	年1回 (渇水期)
	健康項目C (農薬)	1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ	年1回 (春から夏)
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム	年2回 (豊水期及び 渇水期)	
要監視項目	健康項目	クロロホルム、p-ジクロロベンゼン、EPN、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン	年1回 (渇水期)
	水生生物項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール	年1回 (渇水期)
その他の項目	アンモニア性窒素、界面活性剤（MBAS）、2-メチルイソボルネオール（2-MIB）、ジオスミン	年2回 (豊水期及び 渇水期)	

※：総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 豊水期とは概ね5～8月、渇水期とは概ね11～2月とする。

健康項目Aとは健康項目B及びC以外の項目とする。

健康項目Bとは全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目とする。

地点によっては測定頻度が表2と異なることがある。

4 湖沼調査

(1) 測定地点

環境基準点、補助点及びその他の地点とする。

環境基準点は、類型指定された水域の湖心に設けている。補助点は、類型指定された水域の規模及び汚濁等の特性に応じて設けている。

各機関の測定地点数は、表3及び図1のとおりとする。

表3 各測定機関の測定地点数（湖沼）

測定機関	栃木県	国土交通省	合計
測定地点	13（3） （4湖沼）	5（3） （5湖沼）	18（6） （9湖沼）

（注）（ ）は環境基準点数である。

水質保全対策が特に必要とされる湯ノ湖及び中禅寺湖は、複数の深度で湖心を測定しているほか、複数の補助点を設けて測定している。

測定地点及び深度は、表4のとおりとする。

表4 湯ノ湖及び中禅寺湖の測定深度

湖沼名	測定地点	測定深度（m）				
		表層	3	6	9	
湯ノ湖	S t . 5（湖心）	表層	3	6	9	
	S t . 1～4、6、8	表層				
中禅寺湖	S t . 6（湖心）	表層	5	10	20	50 150
	S t . 1、4、7	表層				

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目のうち、生活環境項目は全測定地点において測定する。健康項目及びその他の項目は、生活排水の状況、工場・事業場の立地状況及び過去の検出状況等を勘案して選択し、各地点において必要な項目を測定する。

測定頻度は、原則として、冬期（12月～3月）を除き、天然湖である湯ノ湖及び中禅寺湖は毎月（年8回）、人工湖は隔月（年4回）とする。

各項目の測定頻度は表5のとおりとし、各地点の測定項目及び頻度は別表1のとおりとする。

表5 各測定項目の測定頻度（湖沼）

測定項目		測定頻度
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、全窒素、全りん、全亜鉛 ^{※1} 、ノニルフェノール ^{※1} 、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS) ^{※1} 、底層DO ^{※1}	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀 ^{※2} 、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサソ	年1回 または 年2回 (停滞期及び循環期)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)
その他の項目	アンモニア性窒素、りん酸イオン、クロロフィルa、プランクトン	年8回 (天然湖) 年4回 (人工湖)

※1：水生生物の保全に係る項目である。

※2：総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 地点によっては表5の測定頻度と異なることがある。

5 水道水源調査

(1) 測定地点

主要な水道水源である水域における5地点とする。

各機関の測定地点数は、表6のとおりとする。

表6 各測定機関の測定地点数（水道水源）

対象 \ 測定機関	栃木県	国土交通省	合計
河川	2	2	4
湖沼	1	—	1
合計	3	2	5

(2) 測定項目及び測定頻度

別表1のとおりとし、検出値が高くなる可能性がある夏は2回、春秋は1回測定を実施する。

6 測定方法

別表2のとおりとする。

第3 地下水

1 測定期間

令和5(2023)年5月から令和6(2024)年3月までとする。

2 測定機関

栃木県及び宇都宮市とする。

3 概況調査

県内の地下水質の概況を把握するため、県内を10kmのメッシュに区切り、1メッシュ毎に地下水質を調査する。

1メッシュを4等分した区域を毎年順次調査し、4年間で1メッシュ内を1巡する。(図3-1のとおり)

(1) 測定地点

調査対象となるメッシュ内において未調査の井戸を優先して地点を選定する。各機関の測定地点数は、表7及び別表3の1のとおりとする。

表7 各測定機関の測定地点数(地下水・概況調査)

測定項目 \ 測定機関	栃木県	宇都宮市	計
健康項目A	39	4	43
健康項目B	15 (39の内数)	4 (4の内数)	19 (43の内数)

(注) 概況調査地点数は、調査井戸の有無に応じて変更する。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定頻度は、年1回とするが、健康項目Bについては、頻度を2～3年に1回まで減じることができる。

各項目の測定頻度は表8、各地点の測定項目は別表3の1のとおりとする。

表8 各測定項目の測定頻度(地下水・概況調査)

測定項目		測定頻度
健康項目A	カドミウム、鉛、 ^ひ 砒素、総水銀、アルキル水銀*、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	年1回 (豊水期)
健康項目B	全シアン、六価クロム、ポリ塩化ビフェニル、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサン	

※: 総水銀が検出された場合に測定する。

(注) 豊水期とは概ね5～8月とする。

健康項目Aとは健康項目B以外の項目とする。

健康項目Bとは全国及び本県の検出状況から検出される可能性が極めて小さい項目とする。

4 継続監視調査

地下水汚染範囲の拡大監視のため、環境基準の超過を確認した地区（以下「汚染地区」という。）の地下水質について必要な項目を調査する。

なお、継続監視調査の結果、2年間連続して環境基準以下となった汚染地区については、地下水汚染地区再調査（汚染地区全体の地下水質の状況を確認する調査）を渇水期（概ね11～2月）に実施し、調査したすべての井戸において環境基準以下であれば当該汚染地区の継続監視調査を終了する。（図3の2、3のとおり）

(1) 測定地点

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素以外の汚染地区においては、水質の経年的変化を把握する上で代表的な地点及びその下流側の未汚染地点の2地点を、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染地区においては、代表的な地点の1地点を基本として定める。

各機関の測定地点数は、表9及び別表3の2のとおりとする。

表9 各測定機関の測定地点数（地下水・継続監視調査）

測定項目	測定機関		計
	栃木県	宇都宮市	
鉛、六価クロム、砒素、総水銀、 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、 ほう素のうち該当する項目	99 (42)	18 (6)	117 (48)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	69 (67)	8 (3)	77 (70)
合 計	194 (118)		

(注) () 内は地区数である。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地区数のうち、宇都宮市と他市町がまたがる地区（「宇都宮・真岡」及び「宇都宮・鹿沼」）は栃木県分として計上している。

(2) 測定項目及び測定頻度

測定項目は、各汚染地区の環境基準超過項目とする。

ただし、有機塩素化合物に係る汚染地区は、分解により生成する可能性がある項目についても測定する。

各項目の測定頻度は表10、各地点の測定項目は別表3の2のとおりとする。

表10 各測定項目の測定頻度（地下水・継続監視調査）

測定項目	測定頻度
鉛、六価クロム、砒素、総水銀、 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、 ほう素のうち該当する項目	年2回 (豊水期及び 渇水期)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年1回 (豊水期)

(注) 豊水期とは概ね5～8月、渇水期とは概ね11～2月とする。

- 5 測定方法
別表4のとおりとする。

第4 測定結果の報告及び公表等

- 1 報告
宇都宮市及び国土交通省は、測定結果を遅滞なく栃木県知事に報告する。
なお、健康項目が環境基準を超えた場合は、速やかに栃木県知事と協議し、追跡調査を行う。
- 2 公表
栃木県知事は、測定結果をとりまとめ、法第17条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表する。
- 3 その他
この計画に定めのない事項については、測定機関が協議して定める。

健康項目		特殊項目	測定頻度														測定機関	測定地点																					
			要監視項目																																				
			健康項目																																				
1・3・ジクロロプロベン	チウラム	シマジン	ベンゼン	チオベンカルブ	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4・ジオキササン	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	クロロホルム	p・ジクロロベンゼン	E P N	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシルニッケル	モリブデン	アンチモン	エビクロロヒドリン	全マンガン	クロロホルム	ホルムアルデヒド	4・1・1・オクタフルフェノール	アニリン	2・4・ジクロロフェノール	アンモニア性窒素	M B A S	2・M I B	ジエオスミン	トリハロメタン生成能	名称	No.				
											12																									栃木県	沢入発電所渡良瀬川取水堰	59	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2											1	1	1	1	1	1	12				国交省	葉鹿橋	60		
																																				"	中橋	61	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2			1	1	1		1			1	1	1	1	1	1	12					"	渡良瀬大橋	62		
						1	1	1										1	1																	"	新開橋	63	
1	1	1	1	1	1	2	1	1	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	③	③	③									"	三国橋	64	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2																						栃木県	末流	65	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2										1												"	新上野田橋	66	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2										1												"	末流	67	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2										1												"	新松田川橋	68	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2									1													"	末流	69	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2																						"	末流	70	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2									1													"	助戸	71	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2		1			1				1	③	③	③	1	1	1	2					"	袋川水門(末流)	72		
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2																						"	高田橋	73	
1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	2	2	2	2	2										③	③	③										国交省	末流	74	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2																						栃木県	末流	75	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2																						"	末流	76	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2		1	1	1	1	1	1	1		④	④	④										国交省	矢場川水門(末流)	77	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2			1	1				1					1	1	1	1					栃木県	堀米橋	78		
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2				1	1	1			1	④	④	④										国交省	末流	79	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2			1	1	1	1	1	1	1	④	④	④	1	1	1	1					栃木県	末流	80		
																								1												"	原の橋	81	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2									1					1	1	1	1					"	吾妻橋	82	
1	1	1	1	1	1	2	1	1	2		1	1	1	1				1	1					⑤	⑤	⑤										国交省	巴波橋	83	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2									1													栃木県	大岩橋	84	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2				1					1	1	1	1	1	1	1							"	落合橋(末流)	85	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2			1	1	1	1			1	⑤	⑤	⑤										"	保橋	86	
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2			1	1	1	1			1	⑤	⑤	⑤	1	1	1	1					"	乙女大橋	87		
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2			1		1				1													"	赤石橋	88	
																																					"	小藪橋	89
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2			1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1							"	御成橋	90	
																																				宇都宮市	こしじ橋	91	
																																					"	鹿沼街道	92
																																					"	姿川橋	93
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2			1					1	1	1	1	1	1	1	1							栃木県	宮前橋	94	
																																					宇都宮市	能満寺西	95
																																					"	中町橋	96
																																					"	南町西	97
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2																							栃木県	越地橋	98
																																					"	川田橋	99
																																					"	県道明野間々田線	100
1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2																						"	武井橋	101	

(注)測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点である。
測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点である。
○は5年に1回調査することを示し、測定頻度は年1回とする。
○中の数字は測定年度(和暦)を示す。

測定頻度																				測定機関	名称	No.																
健康項目														特殊項目				その他の項目																				
六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン				硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	ロー(ヘキサン抽出物質(油分))	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	アンモニウム性窒素	りん酸イオン	クロロフィルa	フランクトン	トリハロメタン生成能	
																				8										8	8	8			栃木県	St.1	1	
																				8											8	8	8			〃	〃 底層	
																				8											8	8	8			〃	St.2	2
																				8											8	8	8	8		〃	〃 底層	
																				8											8	8	8			〃	St.3	3
																				8											8	8	8			〃	〃 底層	
																				8											8	8	8			〃	St.4	4
																				8																〃	〃 底層	
																				8											8	8	8	8		〃	St.5(湖心) 表層	5
																				8											8	8	8		〃	〃 水深3m		
																				8										8	8	8		〃	〃 水深6m			
																				8										8	8	8		〃	〃 水深9m			
																				8											8	8	8		〃	〃 底層		
																				8											8	8	8		〃	St.6	6	
																				8											8	8	8		〃	〃 底層		
																				8											8	8	8		〃	St.8	7	
																				8											8	8	8		〃	〃 底層		
																				8											8	8	8		〃	St.1	8	
																				8											8	8	8		〃	〃 底層		
																				8											8	8	8	8		〃	St.4	9
																				8											8	8	8	8		〃	〃 底層	
																				8											8	8	8	8	4	〃	St.6(湖心) 表層	10
																				8											8	8	8		〃	〃 水深5m		
																				8											8	8	8		〃	〃 水深10m		
																				8											8	8	8		〃	〃 水深20m		
																				8											8	8	8		〃	〃 水深50m		
																				3											3	3	3		〃	〃 水深150m		
																				8											8	8	8		〃	〃 底層		
																				8											8	8	8		〃	St.7	11	
																				4											4	4	4		〃	湖心	12	
																				8															〃	〃 底層		
1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							12	12	12	12		国交省	湖心	13	
																				8															〃	〃 底層		
1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								12	12			〃	湖心	14	
																				8															〃	〃 底層		
		1																	1	1	1									12	12	12	12		〃	湖心	15	
																			4												4	4	4		栃木県	湖心	16	
1	2	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2							4	12	12	12		国交省	湖心	17	
																			8																〃	〃 底層		
		1																	1	1	1									12	12	12	12		〃	湖心	18	

(注) 測定地点No.がゴシック体の地点は生活環境項目の環境基準点である。
測定地点No.に下線のある地点は水生生物保全項目の環境基準点である。

別表2 測定方法等一覧(公共用水域)

1 測定方法

測定項目		環境基準値 (指針値) (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法	
生活環境項目	pH	類型で異なる	—	日本産業規格(以下「規格」という)K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	BOD	同上	0.5	規格K0102の21に定める方法	
	COD	同上	0.5	規格K0102の17に定める方法	
	SS	同上	1	環境基準告示付表9に掲げる方法	
	DO	同上	0.5	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	
	大腸菌数	同上(※)	1CFU/100ml	環境基準告示付表10に掲げる方法	
	全窒素	同上	0.05	規格K0102の45.2、45.3、45.4又は45.6(規格K0102の45の備考3を除く。)に定める方法	
	全磷	同上	0.003	規格K0102の46.3(規格K0102の46の備考9を除く。)に定める方法	
	水生生物項目	全亜鉛	同上	0.001	規格K0102の53に定める方法
		ノニルフェノール	同上	0.00006	環境基準告示付表11に掲げる方法
		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	同上	0.0006	環境基準告示付表12に掲げる方法
底層DO		同上	0.5	規格K0102の32に定める方法又は環境基準告示付表13に掲げる方法	
環境基準項目	カドミウム	0.003	0.0003	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	
	全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、規格K0102の38.1.2及び38.3、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法	
	鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法	
	六価クロム	0.02	0.01	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし次の1から3に掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格K0102の65の備考11のb)による場合に限る。)、試料にその濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 汽水又は海水の場合のため略	
	砒素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	
	総水銀	0.0005	0.0005	環境基準告示付表2に掲げる方法	
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表3に掲げる方法	
	PCB	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表4に掲げる方法	
	ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
	チウラム	0.006	0.0006	環境基準告示付表5に掲げる方法	
	シマジン	0.003	0.0003	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
	チオベンカルブ	0.02	0.002	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	
	ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
	セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
		硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法
		亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法
	環境基準項目	健康項目	ふっ素	0.8	0.08
ほう素			1	0.01	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に掲げる方法
1,4-ジオキサン			0.05	0.005	環境基準告示付表8に掲げる方法

測定項目		環境基準値 (指針値) (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	測定方法	
特殊項目	n-ヘキサン抽出物質(油分)	—	0.5	環境基準告示付表14に掲げる方法	
	フェノール類	—	0.01	規格K0102の28.1(規格K0102の28の備考2及び3並びに規格K0102の28.1.3のただし書以降を除く。)に定める方法	
	銅	—	0.01	規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法	
	溶解性鉄	—	0.1	規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法	
	溶解性マンガン	—	0.01	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
	クロム	—	0.01	規格K0102の65.1に定める方法	
要監視項目	健康項目	クロロホルム	(0.06)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		p-ジクロロベンゼン	(0.2)	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		EPN	(0.006)	0.0006	環境庁通知環水規第121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
		トルエン	(0.6)	0.06	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		キシレン	(0.4)	0.04	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
		フタル酸ジエチルヘキシル	(0.06)	0.006	環境庁通知環水規第121号付表3の第1又は第2に掲げる方法
		ニッケル	—	0.001	規格K0102の59.3に定める方法又は環境庁通知環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法
		モリブデン	(0.07)	0.007	規格K0102の68.2に定める方法又は環境庁通知環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法
		アンチモン	(0.02)	0.002	平成16年3月31日付環境省通知付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
		エピクロロヒドリン	(0.0004)	0.00004	平成16年3月31日付環境省通知付表2に掲げる方法
	全マンガン	(0.2)	0.02	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
	水生生物項目	クロロホルム	(0.006~3)	0.006	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
		フェノール	(0.01~0.08)	0.001	平成15年11月5日付環境省通知付表1に掲げる方法
		ホルムアルデヒド	(1)	0.03	平成15年11月5日付環境省通知付表2に掲げる方法
		4-tert-オクチルフェノール	(0.0007~0.004)	0.00003	平成25年3月27日付環境省通知付表1に掲げる方法
		アニリン	(0.02)	0.002	平成25年3月27日付環境省通知付表2に掲げる方法
		2,4-ジクロロフェノール	(0.003~0.03)	0.0003	平成25年3月27日付環境省通知付表3に掲げる方法
		その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.02
MBAS			—	0.01	規格K0102の30に定める方法
全硬度	—		0.5	規格K0101の15.1に定める方法	
2-MIB	—		0.005	上水試験方法Ⅳ-2 12に掲げる方法	
ジェオスミン	—		0.005	上水試験方法Ⅳ-2 12に掲げる方法	
りん酸イオン	—		0.003	規格K0102の46.1に定める方法	
クロロフィルa	—		2µg/L	上水試験方法Ⅳ-2 25に掲げる方法又は海洋観測指針 9.6に掲げる方法	
プランクトン	—		—	海洋観測指針6に掲げる方法又はこれに類する方法	
トリハロメタン生成能		—	0.005	環境庁告示第30号別表に掲げる方法	

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

- (注) 1 測定方法は昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」の定めに従う。
報告下限値は平成13年5月31日環水企第92号「環境基本法に基づく水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」の定めに従う。
2 表中及び備考の用語は下記のとおりとする。
(1) 環境基準告示：昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」
(2) 環境庁通知：平成5年4月環水規第121号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
(3) 平成15年11月5日付環境省通知：平成15年11月環水企発第031105001号及び環水管発031105001号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
(4) 平成16年3月31日付環境省通知：平成16年3月環水企発第040331003号及び環水土発第040331005号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
(5) 平成25年3月27日付環境省通知：平成25年3月環水大発第1303272号「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
(6) 環境庁告示第30号：平成7年6月環境庁告示第30号「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」

※ 各水域に適用する大腸菌数の環境基準は次表のとおりとする。

2 各水域に適用する大腸菌数の環境基準
(1) 河川

水系	類型	水域名	環境基準点	利用目的					大腸菌数の環境基準 (CFU/100ml)	
				自然	水道	工業	農業	水産		
那珂川	AA	那珂川(1)	恒明橋		1		○		100	
	AA	高雄股川	高雄股橋	○				1	20	
	A	那珂川(2)	新那珂橋		1		○		100	
			野口		1		○		100	
	A	湯川	湯川橋		2		○	1	300	
	A	余笹川	川田橋		2		○	1	300	
	A	黒川	新田橋				○	1	300	
	A	松葉川	末流					2	300	
	A	箒川	箒川橋		2		○	1	300	
	A	蛇尾川	宇田川橋		2		○	1	300	
	A	武茂川	更生橋					1	300	
	A	荒川	向田橋		2		○	1	300	
	A	内川	旭橋		2		○	2	300	
	A	江川	末流				○	2	300	
	A	逆川	末流					1	300	
	鬼怒川・小貝川	AA	鬼怒川(1)	川治第一		1		○		100
		AA	男鹿川	川治橋	○	1			1	20
AA		板穴川	末流	○				1	20	
AA		大谷川	開進橋	○	1		○	1	20	
A		鬼怒川(2)	鬼怒川橋		2		○		300	
			川島橋		2		○		300	
A		湯川	末流		2			2	300	
A		志渡湖川	筋違橋					1	-	
A		西鬼怒川	西鬼怒川橋					1	-	
A		江川下流	末流				○	3	300	
A		田川上流	大曾橋					1	-	
A		赤堀川	木和田島					1	-	
A		小貝川	三谷橋				○	3	300	
A		五行川	桂橋				○	2	300	
A		野元川	末流				○	3	300	
A		行屋川	常盤橋					3	-	
B		江川上流	高宮橋					3	-	
B	田川中流	明治橋				○	2	1000		
B	田川下流	梁橋				○	2	1000		
C	御用川	錦中央公園						-		
C	釜川	つくし橋					3	-		
渡良瀬川	AA	大芦川	赤石橋	○			○	1	20	
	AA	神子内川	末流		1			1	100	
	A	渡良瀬川(2)	葉鹿橋				○		300	
	A	小俣川上流	新上野田橋				○	1	300	
	A	松田川上流	新松田川橋				○	1	300	
	A	旗川上流	高田橋			○	○	1	300	
	A	才川	末流				○	3	300	
	A	秋山川上流	小屋橋						300	
	A	秋山川上流	堀米橋				○	1	300	
	A	永野川上流	星野橋						300	
	A	永野川上流	大岩橋				○	1	300	
	A	永野川下流	落合橋				○	1	300	
	A	思川上流	保橋				○	1	300	
	A	思川下流	乙女大橋		1		○	2	100	
	A	黒川	御成橋		2		○	1	300	
	A	姿川	宮前橋				○	2	300	
	B	渡良瀬川(3)	渡良瀬大橋				○		1000	
	B	渡良瀬川(4)	三国橋				○		1000	
	B	小俣川下流	末流					3	-	
	B	松田川下流	末流					3	-	
	B	袋川上流	助戸				○		1000	
	B	旗川下流	末流				○	3	1000	
	B	出流川	末流				○	3	1000	
	B	三杉川	末流				○	3	1000	
	B	巴波川下流	巴波橋				○	3	1000	
	C	矢場川	矢場川水門					3	-	
	C	秋山川下流	末流				○	3	-	
	C	巴波川上流	吾妻橋				○	3	-	
	D	蓮台寺川	末流				○		-	
	D	袋川下流	袋川水門				○		-	
その他	A	押川	越地橋					1	-	
	B	西仁連川	武井橋						1000	

(2) 湖沼

類型	水域名	環境基準点	利用目的					大腸菌数の環境基準 (CFU/100ml)	
			自然	水道	工業	農業	水産		
AA	中禅寺湖	湖心		1				1	100
A	湯の湖	湖心						1	-
-	塩原ダム貯水池	湖心					○		-
AA	深山ダム貯水池	湖心	○	2			○		20
A	川俣ダム貯水池	湖心					○	2	300
-	五十里ダム貯水池	湖心						1	-
A	川治ダム貯水池	湖心			2				300
A	渡良瀬貯水池	湖心			2			2	300
-	湯西川ダム貯水池	湖心		○	○	○			-

注 表中の利用目的は次のとおりとなる。

自然：自然環境保全

水道：水道用水（各水域の欄の数字は級を示す。）

工業：工業用水

農業：農業用水

水産：水産生物用水（各水域の欄の数字は級を示す。）

なお、利用目的は、各水域または河川における利用状況を文献調査及び関係機関への照会により確認した結果である。

別表3 地下水質測定地点一覧

1 概況調査

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
1	宇都宮市	今里町地内	<u>17</u>	宇都宮市
2		福岡町地内	<u>22</u>	〃
3		関堀町地内	<u>23</u>	〃
4		屋板町地内	<u>29</u>	〃
5	足利市	薬鹿町	39	栃木県
6		瑞穂野町	<u>46</u>	〃
7	栃木市	尻内町	<u>34</u>	〃
8		大平町西山田	41	〃
9		藤岡町赤麻	47	〃
10	佐野市	長谷場町	33	〃
11		赤見町	<u>40</u>	〃
12	鹿沼市	上粕尾	20	〃
13		下大久保	21	〃
14		口栗野	27	〃
15		池ノ森	<u>28</u>	〃
16	日光市	小百	9	〃
17		山久保	15	〃
18		木和田島	<u>16</u>	〃
19	小山市	松沼	42	〃
20		乙女	48	〃
21	真岡市	小林	<u>37</u>	〃
22	大田原市	加治屋	<u>7</u>	〃

No.	市町村名	所在地	メッシュNo.	測定機関
23	大田原市	北野上	8	栃木県
24	矢板市	平野	6	〃
25		玉田	11	〃
26	那須塩原市	関谷	3	〃
27		上大塚新田	<u>4</u>	〃
28	さくら市	下河戸	12	〃
29		狹間田	18	〃
30	那須烏山市	中山	<u>19</u>	〃
31		下境	<u>25</u>	〃
32	下野市	上坪山	<u>43</u>	〃
33	上三川町	上蒲生	36	〃
34	益子町	上大羽	38	〃
35	茂木町	北高岡	<u>31</u>	〃
36	芳賀町	東高橋	30	〃
37	壬生町	壬生乙	35	〃
38	塩谷町	船生	<u>10</u>	〃
39	高根沢町	栗ヶ島	24	〃
40	那須町	高久甲	<u>1</u>	〃
41		横岡	2	〃
42		伊王野	5	〃
43	那珂川町	小砂	<u>13</u>	〃

(注)

- 1 メッシュNo.に下線がある地区は健康項目A及びBを調査し、下線のない地区は健康項目Aのみ調査する。
- 2 メッシュNo.の位置は図3-1に示すとおりである。
- 3 表中の所在地名は調査井戸選定後に記載する。

2(1) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	平出工業団地	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	12	宇都宮市
2		上戸祭・旧市内西部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2 (2)	19	〃
3		平出工業団地南部	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	5 (5)	34	〃
4		東横田町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	44	〃
5		不動前・西原	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	86	〃
6		岡本	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3 (3)	11	〃
7	足利市	稲岡町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	10	栃木県
8		羽刈町(1)	ひ 砒素	2	98	〃
9		羽刈町(2)	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	112	〃
10		新宿町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	106	〃
11		松田町	ひ 砒素	2	116	〃
12	栃木市	大平町伯仲 他	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	4	〃
13		城内	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	38	〃
14		大平町西野田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	45	〃
15		藤岡町甲	ほう素	2	97	〃
16		菌部町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	105	〃
17	佐野市	植野	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	66	〃
18		村上町	PCE・TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	91	〃
19	鹿沼市	白桑田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	1	27	〃
20		草久	ひ 砒素	2	111	〃
21		板荷	ふっ素	2	119	〃
22	日光市	小来川	ふっ素	1	87	〃
23		佐下部	ひ 砒素・ふっ素	1	120	〃
24	小山市	城東・土塔・ 駅南・犬塚	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	6	72	〃
25		西黒田	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	99	〃
26		横倉新田	TCE・PCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	4	100	〃
27		城東・犬塚	ふっ素	2	103	〃
28		外城	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	115	〃
29		塩沢	ふっ素	2	117	〃
30		若木町	TCE・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	125	〃

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
31	小山市	暁	<u>セレン・TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	4	126	栃木県
32	真岡市	松山町	<u>TCE・PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3	1	〃
33		石島	<u>TCE・PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	13	〃
34		市街地	<u>TCE・PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	9	16	〃
35		久下田	<u>TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	25	〃
36		鬼怒ヶ丘(2)	ほう素	2	114	〃
-	大田原市	-	-	-	-	-
38		川田	砒素	2	122	栃木県
39	上三川町	上蒲生	<u>PCE・TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	18	〃
40	益子町	塙	<u>PCE・TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン・鉛・ほう素・ふっ素・砒素	4	102	〃
41	茂木町	馬門	ふっ素	2	121	〃
42	芳賀町	下高根沢	<u>PCE・TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	2	33	〃
-	-	-	-	-	-	-
44	野木町	丸林	<u>PCE・TCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3	56	栃木県
45		潤島	<u>TCE・PCE</u> ・1,1-ジクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン	3	76	〃
46	那須町	寺子乙	ほう素	2	83	〃
47		高久丙・高久甲	砒素・ほう素	2	124	〃
48		高久丙	総水銀	2	123	〃
49		富岡	砒素	2	104	〃
地点数計				117 (18)		

- (注) 1 各地区はその周辺地域を含む。また、各地区の位置は図3-2に示すとおりである。
2 TCEはトリクロロエチレン、PCEはテトラクロロエチレンである。
3 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が調査する地点数である。
4 測定項目欄の下線を付した項目は、汚染判明時に基準値超過が確認された項目である。
5 地区名に※がついている地区は新規(拡大)調査地区である。

2(2) 継続監視調査(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
1	宇都宮市	上籠谷町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1 (1)	16	宇都宮市
2		若松原	〃	2 (2)	101	〃
3		長岡町	〃	2 (2)	102	〃
4	足利市	羽刈町	〃	1	25	栃木県
5		大久保町	〃	1	96	〃
6	栃木市	藤岡町中根(1)	〃	1	7	〃
7		藤岡町中根(2)	〃	1	73	〃
8		藤岡町大前(1)	〃	1	13	〃
9		藤岡町大前(2)	〃	1	97	〃
10		藤岡町藤岡(1)	〃	1	14	〃
11		藤岡町藤岡(2)	〃	1	49	〃
12		大平町富田	〃	1	51	〃
13		岩舟町曲ヶ島	〃	1	67	〃
14		岩舟町静戸	〃	1	94	〃
15		佐野市	赤見町	〃	1	52
16	田沼町		〃	1	54	〃
17	伊勢山		〃	1	61	〃
18	越名・高萩・高山		〃	1	78	〃
19	鹿沼市	白桑田	〃	1	17	〃
20		南上野町	〃	1	27	〃
21		上奈良部町	〃	1	47	〃
22		宇都宮・鹿沼	〃	3 (2)	63	栃木県、 宇都宮市
23		池ノ森	〃	1	77	栃木県
24	小山市	雨ヶ谷	〃	2	2	〃
25		向野	〃	2	18	〃
26		喜沢	〃	1	28	〃
27		間々田・乙女	〃	1	29	〃
28		栗宮	〃	1	44	〃
29		三拝川岸・南半田・羽川上中	〃	1	69	〃
30		田間・塚崎・武井	〃	1	70	〃
31		鉢形・東山田	〃	1	83	〃
32		東野田・南和泉	〃	1	84	〃
33		小山市梁北部	〃	1	85	〃
34		駅南町・東城南・駅東通り	〃	1	88	〃
35	暁	〃	1	99	〃	

No.	市町村名	地区名	測定項目	調査地点数	測定地点No. (調査地点図No.)	測定機関
36	真岡市	八木岡	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	20	栃木県
37		古山	〃	1	33	〃
38		西大島	〃	1	68	〃
39		真岡・二宮地域	〃	1	76	〃
40		宇都宮・真岡	〃	2 (1)	58	栃木県、 宇都宮市
41		西郷・下太田和	〃	1	89	栃木県
42	大田原市	亀久	〃	1	42	〃
43	矢板市	豊田	〃	1	64	〃
44	さくら市	鷺宿	〃	1	103	〃
45	那須烏山市	野上	〃	1	39	〃
46		曲畑・八ヶ代	〃	1	91	〃
47		藤田※	〃	1	105	〃
48	下野市	小金井南部	〃	1	22	〃
49		仁良川(1)	〃	1	31	〃
50		仁良川(2)	〃	1	50	〃
51		大松山等	〃	1	65	〃
52		笹原等	〃	1	66	〃
53		上台・細谷	〃	1	71	〃
54		下野市柴南部・小山市鉢形北部	〃	1	79	〃
55		川中子	〃	1	93	〃
56		小金井北部	〃	1	95	〃
57		薬師寺	〃	1	100	〃
58	絹板	〃	1	104	〃	
59	上三川町	西蓼沼	〃	1	59	〃
60	益子町	-	-	-	-	-
61		塙	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	34	栃木県
62	芳賀町	稲毛田	〃	1	6	〃
63		東水沼	〃	1	87	〃
64		上稲毛田	〃	1	90	〃
65	壬生町	国谷	〃	1	92	〃
66	野木町	友沼・丸林	〃	1	45	〃
67		野木	〃	1	75	〃
68		南赤塚	〃	1	98	〃
69	那須町	豊原丙	〃	1	80	〃
70	那珂川町	久那瀬	〃	1	24	〃
71		矢又	〃	1	55	〃
地点数計				77 (8)		

(注) 1 各地区は、その周辺地区を含む。また、各地区の位置は図3-3に示すとおりである。

2 調査地点数の()は全地点数のうち宇都宮市が調査する地点数である。

3 地区名に※がついている地区は新規調査地区である。

2(3) 継続監視調査実施井戸状況(表2(1)・2(2)の井戸情報)

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
1	宇都宮市	1	平出工業団地	12-1	12B001	23	浅	④
2				12-2	12B002	不明	不明	②
3		2	上戸祭・旧市内西部	19-1	19B004	10	浅	③
4				19-2	19B008	6	浅	③
5		3	平出工業団地南部	34-1	34B001	8	浅	④
6				34-10	34B010	不明	不明	③
7				34-7	34B007	10	浅	②
8				34-8	34B008	不明	浅	②
9				34-9	34B009	不明	不明	③
10		4	東横田町	44-1	44B001	15	浅	②
11				44-2	44B002	不明	不明	③
12				44-3	44B003	不明	不明	③
13		5	不動前・西原	86-1	19B007	20	浅	④
14				86-2	19B009	20	浅	②
15				86-3	19B011	25	浅	②
16		6	岡本	11-1	11B001	20	浅	⑤
17				11-2	11B002	6	浅	②
18				11-4	11B004	11	浅	③
19	足利市	7	稲岡町	10-3	10B010	不明	不明	③
20				10-4	10B004	5	浅	③
21		8	羽刈町(1)	98-3	98B003	不明	浅	②③
22				98-4	98B004	不明	浅	②③
23		9	羽刈町(2)	112-1	112B001	4.5	浅	⑤
24				112-2	112B002	不明	不明	②
25		10	新宿町	106-1	106B001	6	浅	④
26				106-2	106B002	9	浅	②
27		11	松田町	116-1	116B001	10	浅	②
28				116-2	116B002	12	浅	⑤
29	栃木市	12	大平町伯仲 他	4-3	04B003	120	深	②
30				4-2	04B402	40	深	②
31		13	城内	38-1	38B001	7	浅	②
32				38-2	38B002	5	浅	②
33		14	大平町西野田	45-1	45B003	不明	深	③
34				45-2	45B004	20	浅	③
35		15	藤岡町甲	97-3	97B003	不明	不明	⑤
36				97-2	97B002	7	浅	③
37		16	菌部町	105-1	105B001	10	浅	⑤
38				105-2	105B002	不明	不明	③
39	佐野市	17	植野	66-8	66B008	30	浅	⑤
40				66-6	66B006	不明	不明	⑤
41		18	村上町	91-1	91B001	30	浅	③
42				91-3	91B003	5	浅	②
43	鹿沼市	19	白桑田	27-1	27B014	7	浅	③
44		20	草久	111-1	111B001	51	深	②
45				111-2	111B002	不明	不明	②
46		21	板荷	119-1	119B001	60	深	③
47				119-2	119B002	48	深	③
48	日光市	22	小来川	87-1	87B001	7	浅	②
49		23	佐下部	120-1	120B001	不明	不明	②
50	小山市	24	城東・土塔・駅南・犬塚	72-1	72B001	6	浅	③
51				72-5	72B005	10~20	浅	②
52				72-7	72B007	不明	浅	③
53				72-8	72B008	4	浅	③
54				72-11	72B011	不明	浅	③
55				72-13	72B013	8	浅	③
56		25	西黒田	99-1	99B001	8	浅	⑤
57				99-3	99B003	5	浅	②
58		26	横倉新田	100-1	100B001	5	浅	⑤
59				100-2	100B002	10	浅	⑤
60				100-3	100B003	10	浅	⑤
61	100-4			100B004	100	深	②③	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
62	小山市	27	城東・犬塚	103-1	103B001	10	浅	⑤
63				103-3	103B003	不明	不明	③
64		28	外城	115-1	115B001	10	浅	③
65				115-3	115B003	110	深	③
66		29	塩沢	117-1	117B001	10	浅	⑤
67				117-2	117B002	150	深	④
68		30	若木町	125-1	125B001	100	深	③
69				125-2	125B002	8	浅	③
70		31	暁※	126-1	126B001	3	浅	⑤
71				126-2	126B002	12	浅	⑤
72				126-3	126B003	12	浅	⑤
73				126-4	126B004	10	浅	②
74		真岡市	32	松山町	1-13	01B013	100	深
75	1-2				01B026	120	深	④
76	1-3				01B003	不明	深	④
77	33		石島	13-37	13B037	不明	不明	③
78				13-11	13B011	35	深	②
79	34		市街地	16-1	16B020	30	浅	③
80				16-4	16B002	9	浅	③
81				16-6	16B006	30	浅	②
82				16-7	16B007	40	深	②
83				16-9	16B009	6	浅	②
84				16-10	16B014	30	浅	③
85				16-11	16B011	55	深	②
86				16-12	16B021	不明	浅	③
87				16-13	16B022	35	深	③
88				35	久下田	25-5	25B005	不明
89	25-2		25B006			3	浅	②
90	36		鬼怒ヶ丘(2)	114-1	114B001	90	深	④
91				114-2	114B002	86	深	②④
92	大田原市		-	-	-	-	-	-
93		-			-	-	-	-
94		38	川田	122-1	122B001	27	浅	②
95	122-2			122B002	132	深	⑤	
96	上三川町	39	上蒲生	18-1	18B001	30~	深	④
97				18-2	18B002	30	浅	②
98	益子町	40	埜	102-1	102B001	10	浅	⑤
99				102-2	102B002	10	浅	⑤
100				102-3	102B003	5	浅	⑤
101				102-5	102B005	不明	不明	③
102	茂木町	41	馬門	121-1	121B001	300~400	深	③
103				121-2	121B002	1	浅	③
104	芳賀町	42	下高根沢	33-1	33B001	20	浅	⑤
105				33-2	33B002	35	深	⑤
106	-	-	-	-	-	-	-	-
107	-	-	-	-	-	-	-	-
108	野木町	44	丸林	56-1	56B001	7~8	浅	③
109				56-2	56B002	5.5	浅	③
110				56-3	56B004	3	浅	③
111		45	潤島	76-4	76B004	14	浅	⑤
112				76-1	76B001	不明	浅	③
113				76-3	76B003	4.5	浅	②
114	那須町	46	寺子乙	83-1	83B101	25	浅	②
115				83-2	83B102	1	浅	②
116		47	高久丙・高久甲	124-1	101B001	80	深	①
117				124-2	101B002	9	浅	③
118		48	高久丙	123-1	123B001	8.8	浅	①
119				123-2	123B002	6	浅	②
120		49	富岡	104-1	104B001	50	深	③
121	104-3			104B003	7	浅	②	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途	
122	宇都宮市	1	上籠谷町	N16-4	16N004	不明	不明	③	
123		2	若松原	N02-1	02N001	6~8	浅	③	
124				N02-2	02N002	不明	不明	③	
125		3	長岡町	N03-1	03N001	不明	浅	③	
126				N03-2	03N002	不明	不明	③	
127	足利市	4	羽刈町	N25-2	25N002	20	浅	②	
128		5	大久保町	N96-1	96N001	不明	不明	③	
129	栃木市	6	藤岡町中根(1)	N7-1	07N001	9	浅	③	
130		7	藤岡町中根(2)	N73-1	73N001	5~6	浅	②	
131		8	藤岡町大前(1)	N13-1	13N001	8	浅	②	
132		9	藤岡町大前(2)	N97-1	97N001	不明	不明	②	
133		10	藤岡町藤岡(1)	N14-1	14N003	10	浅	③	
134		11	藤岡町藤岡(2)	N49-2	49N002	7	浅	③	
135		12	大平町富田	N51-4	51N004	7	浅	③	
136		13	岩舟町曲ヶ島	N67-1	67N001	5	浅	③	
137		14	岩舟町静戸	N94-1	94N001	5	浅	⑤	
138		佐野市	15	赤見町	N52-1	52N001	6	浅	③
139			16	田沼町	N54-1	54N001	不明	浅	③
140			17	伊勢山	N61-1	61N001	8	浅	③
141			18	越名・高萩・高山	N78-2	78N002	不明	浅	③
142		鹿沼市	19	白桑田	N17-1	17N001	15	浅	②
143	20		南上野町	N27-1	27N001	12	浅	②	
144	21		上奈良部町	N47-1	47N001	8~9	浅	③	
145	22		宇都宮・鹿沼	N63-1	63N001	不明	浅	②	
146				N63-4	63N004	23	浅	②	
147				N63-2	63N002	10	浅	②	
148	23		池ノ森	N77-1	77N001	15	浅	②	
149	小山市		24	雨ヶ谷	N2-1	02N001	6	浅	③
150		N2-3			02N003	5~6	浅	③	
151		25			向野	N18-1	18N001	30	浅
152			N18-2	18N002		8	浅	③	
153		26	喜沢	N28-3	28N005	5	浅	③	
154		27	間々田・乙女	N29-4	29N004	10	浅	③	
155		28	粟宮	N44-2	44N002	10	浅	③	
156		29	三拝川岸・南半田・羽川上中	N69-3	69N003	3	浅	③	
157		30	田間・塚崎・武井	N70-3	70N003	3.5	浅	③	
158		31	鉢形・東山田	N83-1	83N001	不明	不明	③	
159		32	東野田・南和泉	N84-1	84N001	不明	不明	②	
160		33	小山市梁北部	N85-1	85N001	30	浅	②	
161		34	駅南町・東城南・駅東通り	N88-1	88N001	15	浅	③	
162		35	暁	N99-1	99N001	不明	浅	③	
163		真岡市	36	八木岡	N20-1	20N001	34	深	③
164	37		古山	N33-1	33N001	30	浅	②	
165	38		西大島	N68-1	68N001	7	浅	②	
166	39		真岡・二宮地域	N76-5	76N005	30	浅	③	
167	40		宇都宮・真岡	N58-1	58N002	不明	不明	③	
168				N58-2	19N001	80	不明	③	
169	41		西郷・下大田和	N89-1	89N001	15	浅	③	
170	大田原市	42	亀久	N42-1	42N003	4	浅	③	
171	矢板市	43	豊田	N64-1	64N001	5	浅	③	
172	さくら市	44	鷺宿	N103-1	103N001	15	浅	③	
173	那須烏山市	45	野上	N39-1	39N003	4	浅	⑤	
174		46	曲畑・八ヶ代	N91-1	91N001	5	浅	②	
175		47	藤田※	N105-1	105N001	4	浅	②	
176		下野市	48	小金井南部	N22-1	22N001	10	浅	③
177	49		仁良川(1)	N31-1	31N002	不明	不明	③	
178	50		仁良川(2)	N50-1	50N001	35	深	③	
179	51		大松山等	N65-1	65N001	不明	不明	②	

	市町村名	No.	地区名	井戸 No.	井戸 番号	深度(m)	浅・深井 戸の別	用途
180	下野市	52	笹原等	N66-1	66N001	不明	不明	②
181		53	上台・細谷	N71-1	71N001	不明	不明	②
182		54	下野市柴南部・小山市鉢形北部	N79-1	79N001	10	不明	③
183		55	川中子	N93-1	93N001	7	浅	②
184		56	小金井北部	N95-1	95N001	30	浅	②③
185		57	薬師寺	N100-1	100N001	100	浅	②
186		58	絹板	N104-1	104N001	30	浅	②
187		上三川町	59	西蓼沼	N59-4	59N004	不明	浅
188	益子町	-	-	-	-	-	-	-
189		61	塙	N34-1	34N004	7	浅	②
190	芳賀町	62	稲毛田	N6-5	06N005	5	浅	③
191		63	東水沼	N87-1	87N001	20	浅	③
192		64	上稲毛田	N90-1	90N001	7	浅	②
193	壬生町	65	国谷	N92-1	92N001	30	浅	③
194	野木町	66	友沼・丸林	N45-5	45N006	7	浅	②
195		67	野木	N75-1	75N001	不明	浅	③
196		68	南赤塚	N98-1	98N001	不明	不明	③
197		那須町	69	豊原丙	N80-1	80N001	2~3	浅
198	那珂川町	70	久那瀬	N24-1	24N001	6.4	浅	②
199		71	矢又	N55-1	55N001	5	浅	③

(注) 1 不圧帯水層から採取する井戸を「浅井戸」、被圧帯水層から採取する井戸を「深井戸」とし、不圧帯水層又は被圧帯水層が不明の場合は、井戸深度31m未満の井戸を「浅井戸」、井戸深度31m以上の井戸を「深井戸」として分類した。

2 用途の分類は、次のとおりである。

- ① 水道水源井戸：地下水を水源とする水道の取水井戸。
- ② 一般飲用井戸：一般家庭または工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性がある井戸。飲用とともに生活用水等にも用いられている井戸はこちらに分類する。
- ③ 生活用水井戸：一般家庭または工場・事業場等にあつて、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。
- ④ 工業用水井戸：冷却等の工業用水として用いられている井戸。工場・事業場の所有する井戸で、生活用水と共用の井戸は、主たる用途に基づいて生活用水井戸または工業用水井戸に分類する。
- ⑤ その他の井戸：上記のいずれにも分類されない井戸（例：農業用水井戸）や、用途不明の井戸。

3 地区名に※がついている地区は新規調査地区である。

別表4 測定方法等一覧(地下水)

測定項目	環境基準 (指針)値 (mg/l)	報告 下限値 (mg/l)	測定方法 (地下水の水質汚濁に係る環境基準別表に掲げる方法)
カドミウム	0.003	0.0003	日本産業規格(以下「規格」という)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	0.1	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、規格K0102の38.1.2及び38.3、K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は公共用水域告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01	0.001	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02	0.01	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格K0102の65の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 塩分の濃度の高い試料の場合のため略
砒素	0.01	0.001	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005	0.0005	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002	0.0002	地下水告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006	0.0006	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003	0.0003	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02	0.002	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01	0.001	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01	0.001	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.03	
硝酸性窒素		0.02	規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法
亜硝酸性窒素		0.01	規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8	0.08	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1e)(注 ²⁾ 第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1	0.01	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサソ	0.05	0.005	公共用水域告示付表8に掲げる方法

(注) 1 報告下限値は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)の定めに従う。

2 公共用水域告示: 昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

3 地下水告示: 平成9年3月環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

図1 河川測定地点図

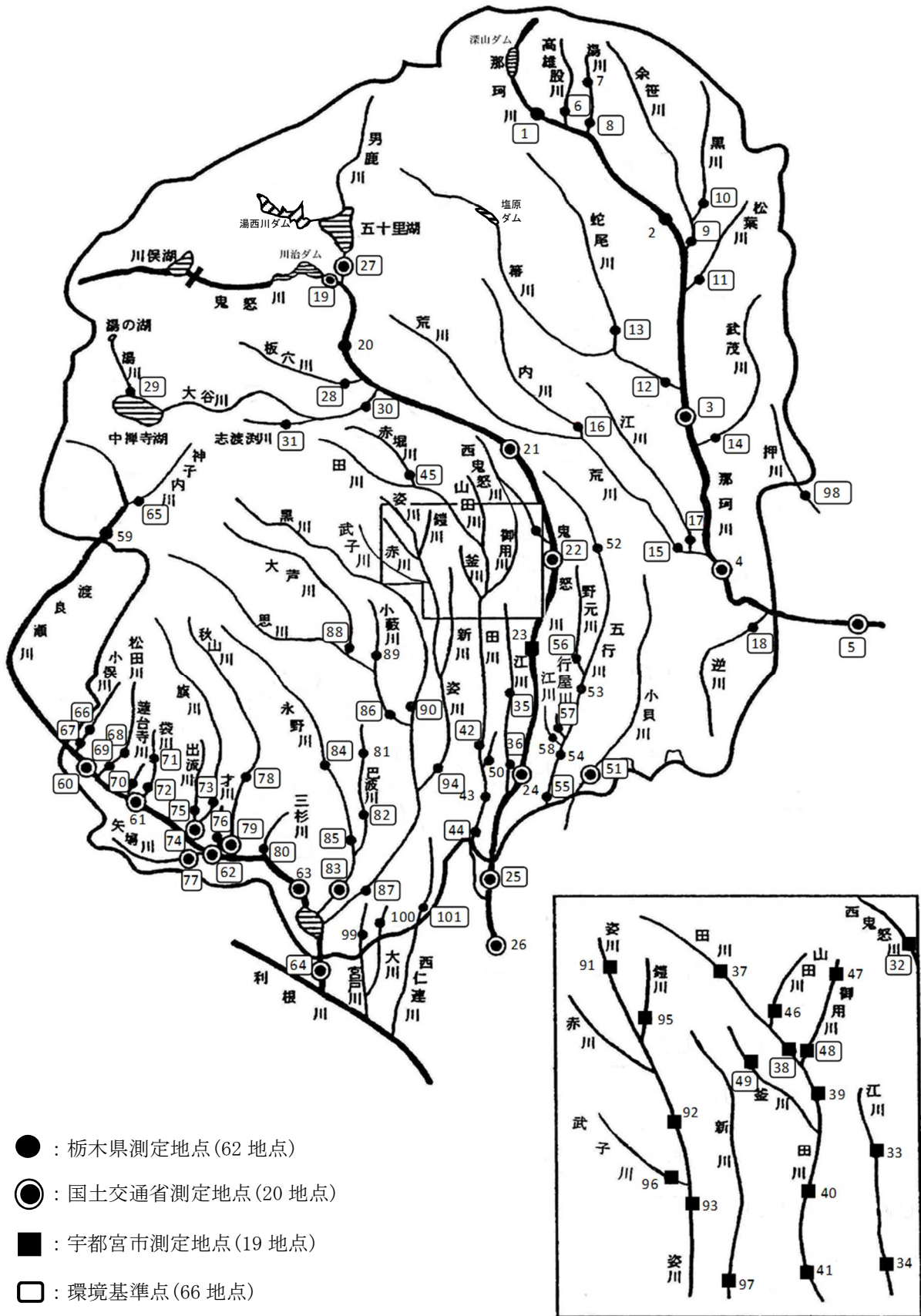
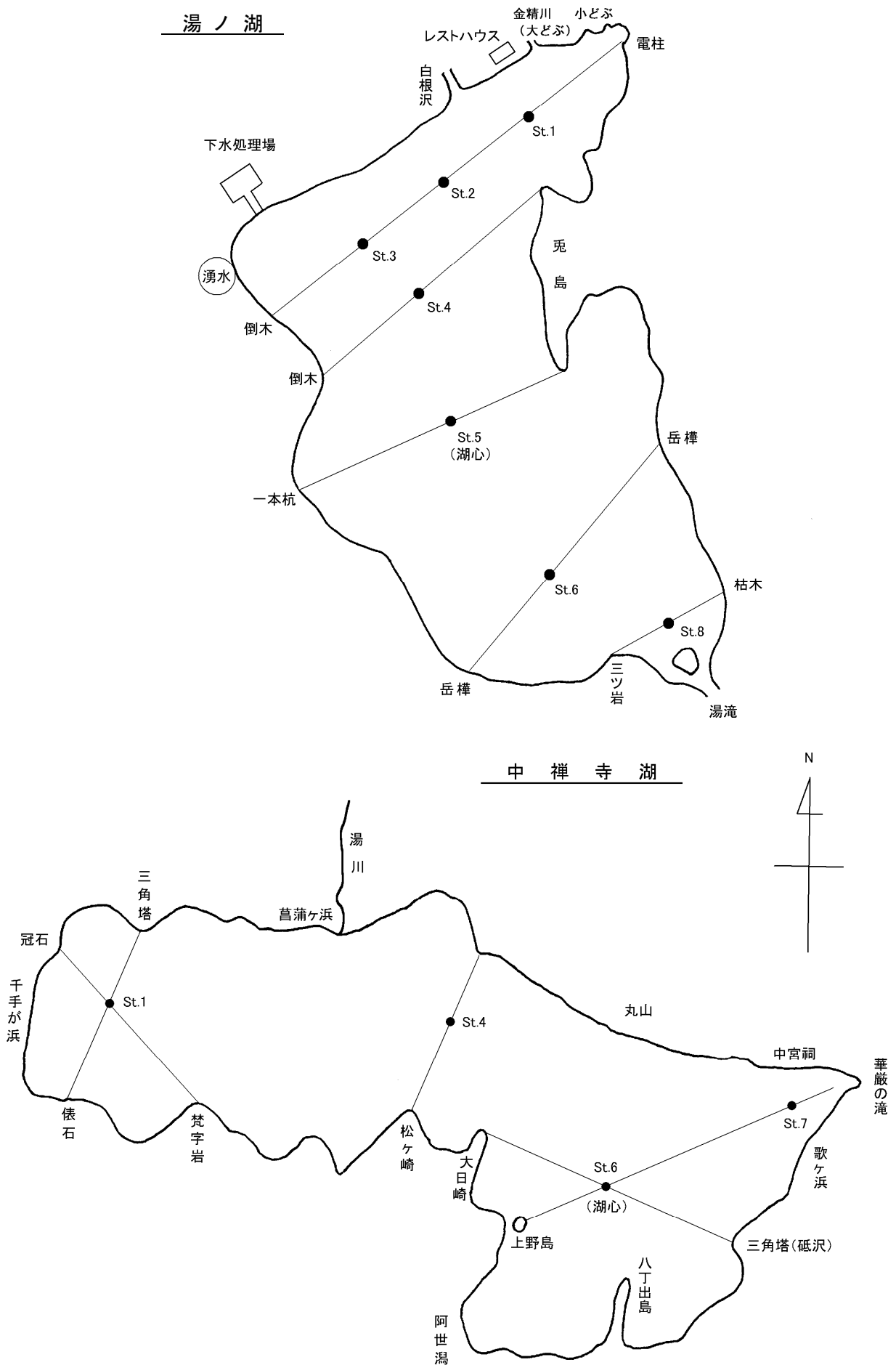


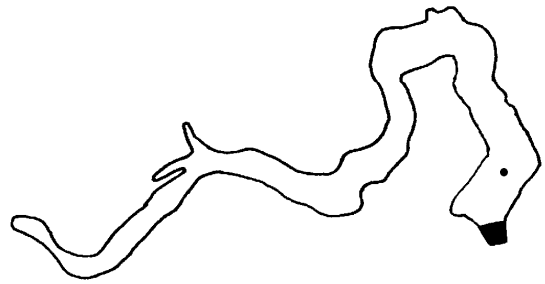
図2 湖沼測定地点図



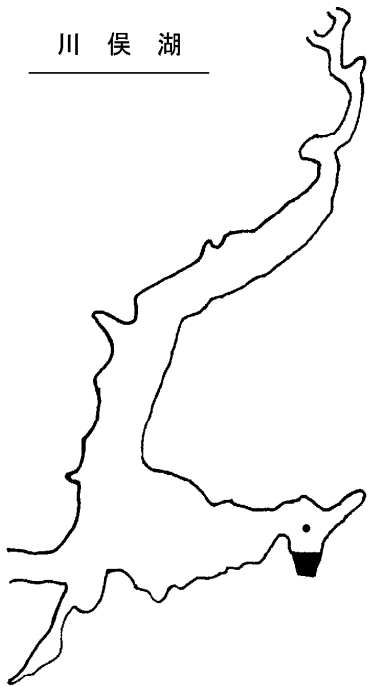
深山ダム貯水池



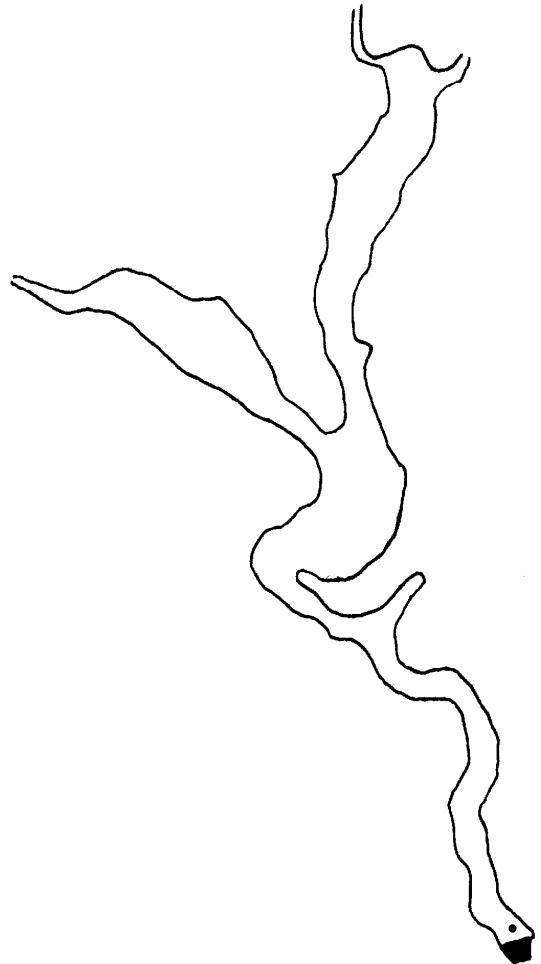
川治ダム貯水池



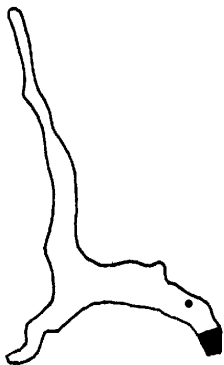
川俣湖



五十里湖

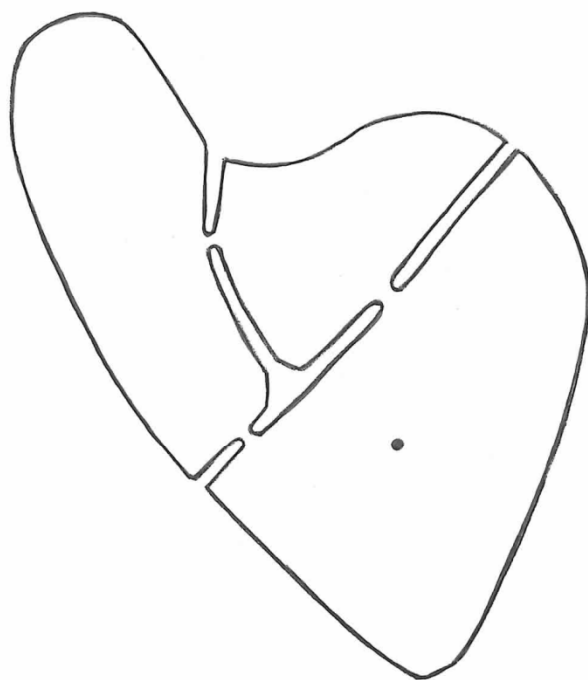


塩原ダム貯水池

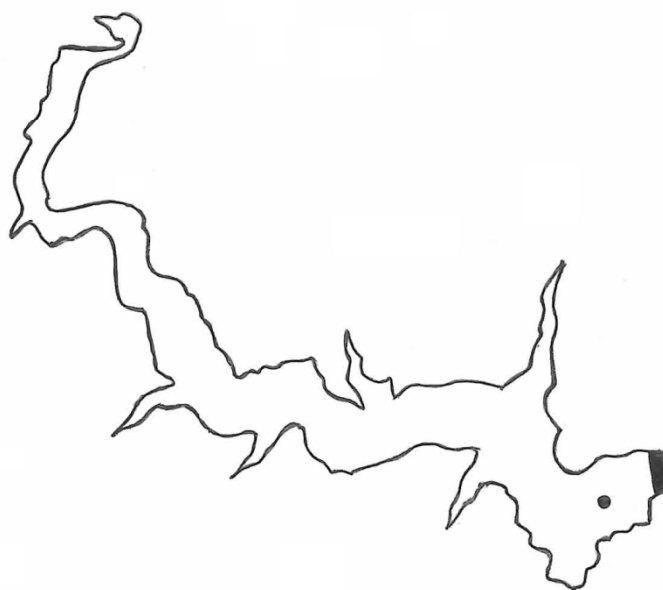


▼ : ダムサイト

渡良瀬貯水池（谷中湖）



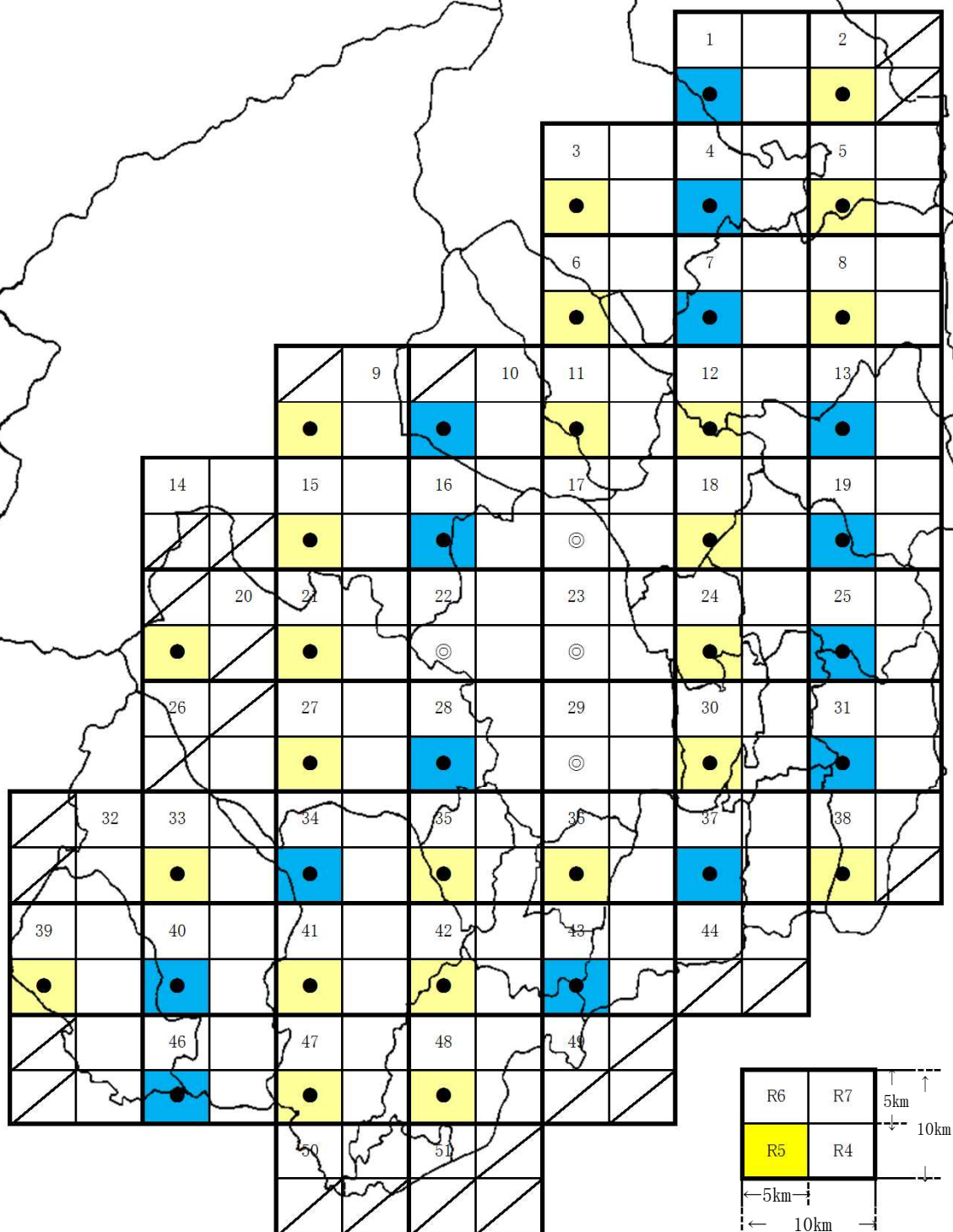
湯西川ダム貯水池



▼ : ダムサイト

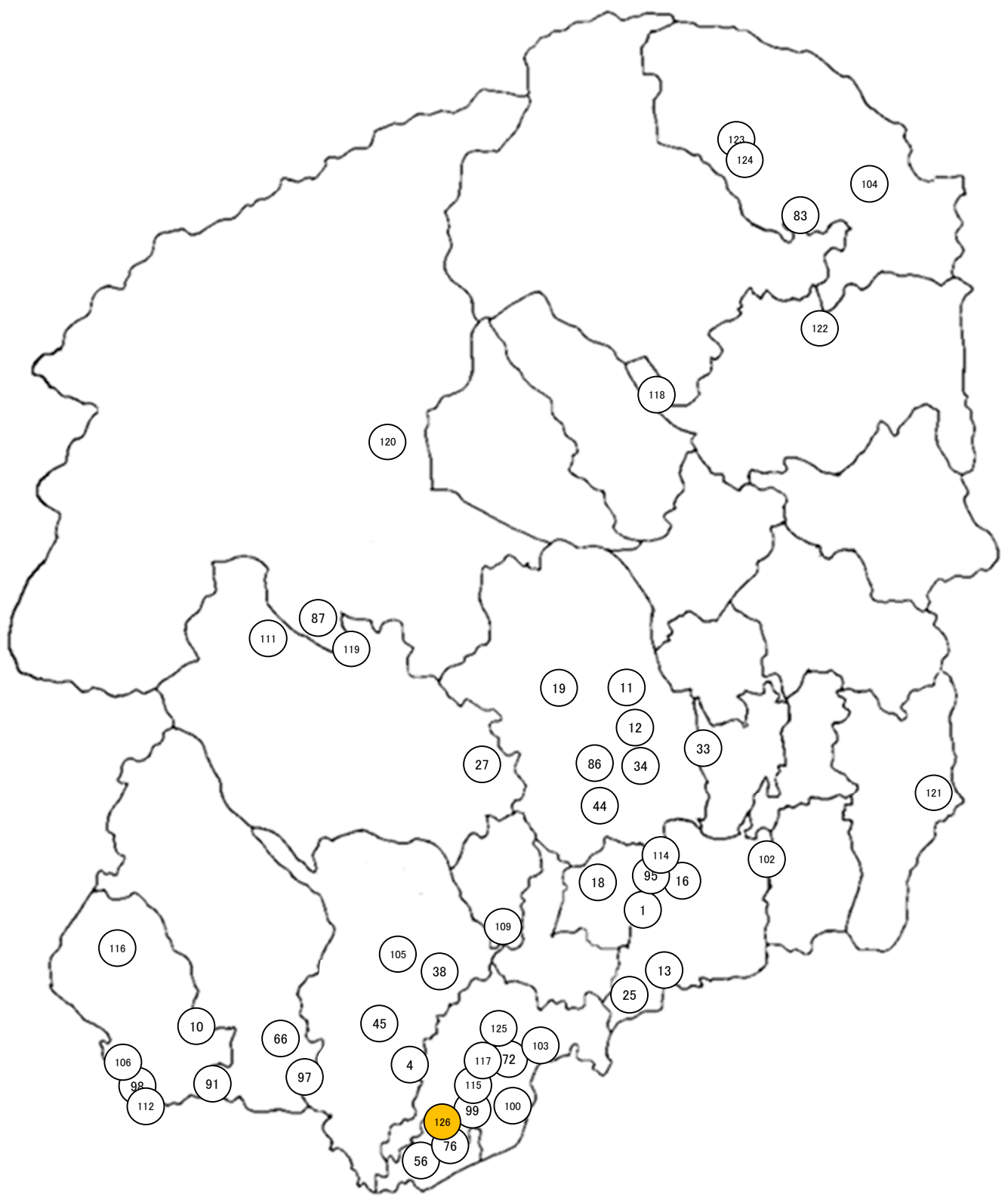
図3-1 地下水測定地点図
(概況調査)

令和5(2023)年度常時監視概況調査地点
(項目) ●A+B 15地点
●A 24地点



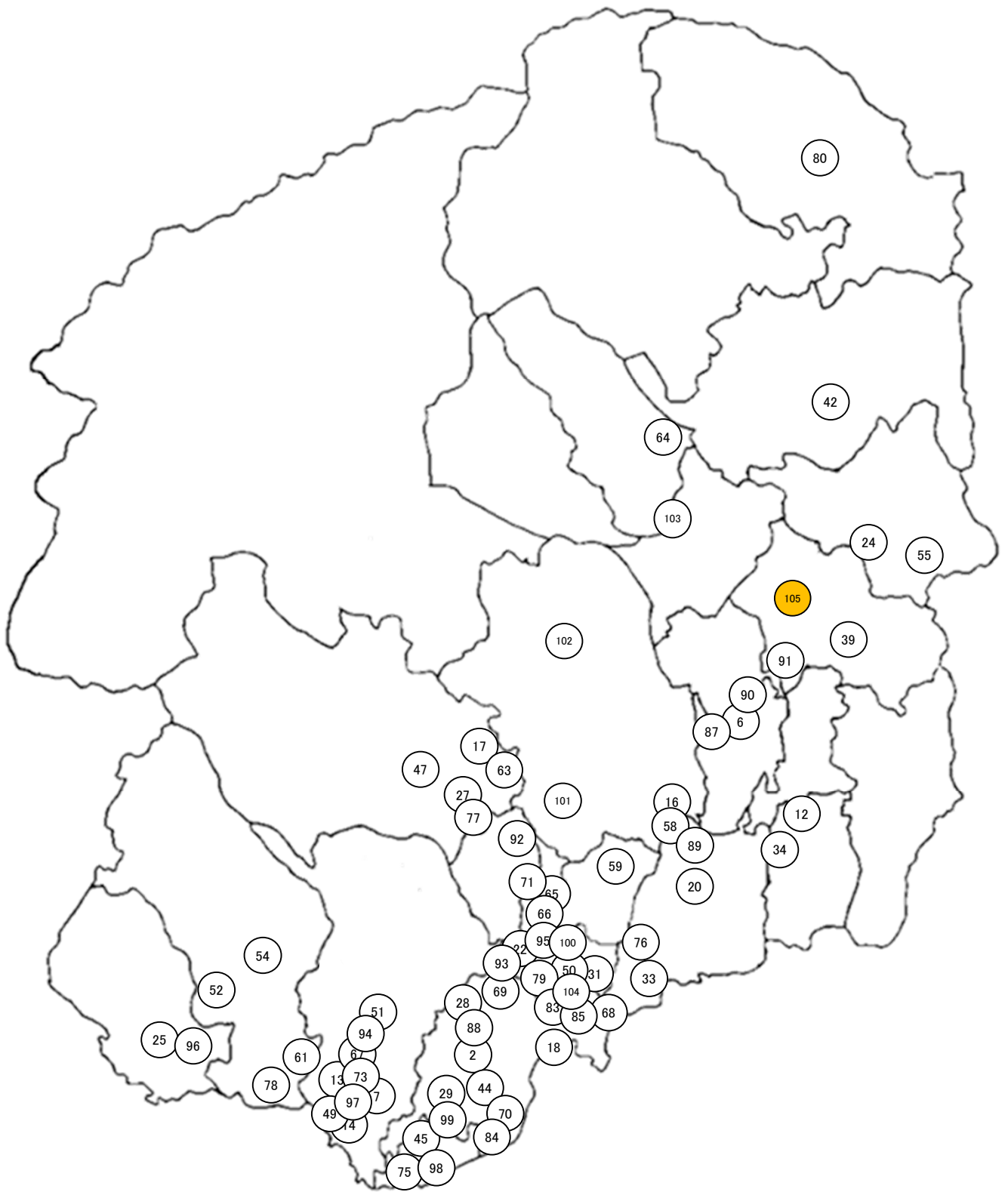
- (注) 1 県内を10kmメッシュに区切り、各メッシュをさらに4等分して4年ローテーションで調査している。
 2 ●は栃木県、◎は宇都宮市の測定地点を示す。
 3 ■はA+B項目を調査するメッシュを示す。 ■はA項目のみ調査するメッシュを示す。

図3-2 地下水測定地点図
 (継続監視調査：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く)



(注) 地図上の数字は別表3の2(1)の測定地点No.と同じ
 (網掛けは、令和4(2022)年度に判明又は拡大した地点)

図3-3 地下水測定地点図
(継続監視調査：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)



(注) 地図上の数字は別表3の2(2)の測定地点No.と同じ
(網掛けは、令和4(2022)年度に判明又は拡大した地点)